

静岡県立農林環境専門職大学等における寄附金に係る間接経費の取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下、「本学」という）における寄附金に係る間接経費の取扱いに関し、必要な基本事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「寄附金」とは、静岡県立農林環境専門職大学寄附金等取扱規程のより、寄附者又は研究助成団体等が、使途を指定して寄附される現金のことをいう。

2 「直接経費」とは、寄附金のうち寄附金事業に係る事業の遂行に直接充てられる経費をいう。

3 「間接経費」とは、寄附金による事業の実施に伴い、本学が管理・運営等に必要経費として使用する経費をいう。

(間接経費の執行・管理)

第3条 間接経費については、歳入歳出予算に計上した上で、計画的かつ適正に執行するとともに、その使途の透明性を確保しなければならない。

2 間接経費の執行・管理は、事務局長の責任の下で適正に執り行うものとする。

(間接経費の使途)

第4条 間接経費の使途については、本学の研究開発環境の改善や事業実施に伴い必要となる管理等経費として充当する。

(事務)

第5条 この規程に関する事務は、事務局総務企画課において行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。